

「第14回しばた曼珠沙華まつり」移動販売車出店者募集要項

【目的】 柴田町の秋のイベント「しばた曼珠沙華まつり」を開催するにあたり、飲食等の提供を行いおもてなしの強化と滞在時間の延長を促し、柴田町のブランド力向上と地域経済の活性化、イベントの賑わい創出に寄与することを目的とする。

【主催】 「花のまち柴田」イベント開催実行委員会

【イベント概要】

(1) 期 間 令和8年9月19日（土）から10月4日（日）まで

(2) 場 所 船岡城址公園（柴田町船岡舘山 95-1）

(3) 来場実績 令和7年度実績

期 間：令和7年9月20日（土）から10月5日（日）まで 16日間

来場者数：9,840人（1日あたり約615人）

【出店内容】 キッチンカーによる飲食販売・物品販売

【応募資格】 以下、すべてに該当していること

- ・しばた曼珠沙華まつりの目的に賛同し、スタッフの一員として一緒にまつりを支える担い手として出店を希望する個人及び団体（以下、事業者）
- ・暴力団等と関係がなく、設備・備品、及び材料の仕入れや人員の手配等においても健全かつクリーンな事業者
- ・宮城県内に事業所の所在地がある事業者
- ・過去に出店違反やキャンセルをしていない事業者
- ・出店決定後に十分な賠償能力を持つ保険（生産物賠償責任保険・施設賠償責任保険など）に加入すること。※出店決定後に保険証券の写しを提出していただきます。
- ・その他、実行委員会委員長が認める事業者

【募集場所・台数】

(1) 出店場所

- ・船岡城址公園 さくらの里前駐車場内（1店舗あたり25㎡以内）

※9/26（土）ステージイベント（しゃげフェス）を開催する際に場所変更の場合があります。

(2) 出店台数（予定） 計9日間 3台

【出店可能日時・出店料等】

(1) 出店可能日

イベント期間中の土曜日・日曜日

【9月：19日（土）、20日（日）、21日（祝・月）、22日（祝・火）

23日（祝・水）、26日（土）、27（日）】

【10月：3日（土）、4日（日）】の合計9日間

(2) 営業可能時間

10:00～16:00（準備・撤去の時間は除く）

※準備は午前9時以降から開始し、撤収は営業時間終了後速やかに完了してください。

※10:00 から 16:00 までは常に営業していること。

※天候等の影響により、主催者側で中止や時間短縮の判断をする場合があります。

(3) 出店協力金

金 額：3,000 円/日・台

支払方法：出店者説明会の際に徴収します。なお、領収書の宛名は申込のあった事業者名になります。

(4) 出店のキャンセル

出店日の決定後、出店者の都合によりやむを得ず出店できなくなった場合は早急に主催者までご連絡ください。その場合、出店協力金の変更及び返金はいりませんのでご了承ください。

領収書の発行者は『「花のまち柴田」 イベント開催実行委員会』となり、インボイスの発行はできませんので、予めご了承ください。

【申込方法】

- ・提出書類を持参またはメール、郵送のいずれかの方法で提出してください。

電話や口頭での申込みは受け付けておりません。また、必要書類が揃っていない場合や不備がある場合は受け付けできませんので、予めご了承ください。

○提出書類 ①出店申込書 ②営業許可証の写し ③車両の全景写真

※過去に提出していても再度提出してください。

○申込期限 令和8年8月14日（金）まで（必着）

○提出先

〒989-1692

柴田町船岡中央2丁目3-45

柴田町商工観光課（「花のまち柴田」 イベント開催実行委員会）宛て

メール：tourist@town.shibata.miyagi.jp

【出店者説明会】

- ・出店者説明会は下記の日程で行いますので、担当者にご出席ください。（代理出席可能）

なお、特段の理由なく欠席した場合は、出店を取り消す場合がありますのでご了承ください。

日 時：令和8年9月2日（水）16:00～

場 所：観光物産交流館「さくらの里」（船岡城址公園内）

内 容：出店に係る注意事項、場所の確認、出店日の調整（必要に応じて）、その他

・保険証券の写しを必ずご持参のうえ、事務局に提出してください。

【広報関係】

- ・「花のまち柴田」 イベント開催実行委員会（@hananomachi.shibata）のInstagramのフォローをお願いします。

- ・各店舗のSNS等で出店のお知らせはもとより、イベントの周知にご協力ください。

【出店及びその他遵守事項等】

- ・ 出店に関する権利を他者へ譲渡しないこと。
当日出店の事実が確認できなかった場合は、出店を取り消す場合があります。
- ・ 社会通念上必要な感染防止対策を講じた上で営業すること。
- ・ 調理等で発生したゴミや排水は原則、出店者が持ち帰ること。ただし、実行委員会が指定した場合はこの限りでない。
- ・ 主催者は出店に関する紛失、火災、損傷等で生ずる来場者及び施設・設備の損害等に対しては、賠償の責を負いません。事業者は必要に応じた相応の保険をかける等措置を講じてください。損傷を及ぼした場合は、実行委員会が指定する賠償金をお支払いいただきます。
- ・ 電力、調理用水、その他販売に関わるものは事業者各自で用意すること。
- ・ 実行委員会では販売商品及び価格の調整は行わない。
- ・ 火気を使用する場合は、消火器（粉末消火器 10 型以上）を必ず配備し、他に損害を与えた場合の補償については、出店者が責任をもって行うこと。
- ・ 来場者用のテーブル・イスは主催者側で準備する予定です。設置・撤去にご協力ください。
- ・ 金銭及び商品の管理は、出店者の責任において行なうこと。車両事故、盗難等については、自己責任となります。出店時間外も同様とする。
- ・ 出店要項、実行委員会、保健所、消防署、警察署の指示に従うこと。
- ・ 出店の妨害など、他の事業者と争いのないよう留意すること。
- ・ その他必要な事項は、実行委員会事務局において協議し決定する。
- ・ この要項に記載されていることを守れない場合は会期中に関わらず許可の取り消し及び、今後の出店をお断りします。